第４回瑞穂市自治会連合会役員会次第

日　時　令和８年１１月６日（金）
午後５時００分～

場　所　ココロかさなるCCNセンター
第４会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　協議事項

① 各小学校区自治会連合会の状況について　資料１

② 審議会委員の選出について　資料２

③ 令和９年度　自治会長等の選出及び報告について　資料３

・自治会長
・廃棄物減量等推進員
・社会教育推進員
・交通安全協会員

④ 敬老事業に係る名簿の貸出し中止について　資料４

⑤ 令和９年度　消防団員の推薦について　資料５

⑥ 令和８年度　瑞穂市自治会連合会事業報告会について　資料６

⑦ 令和９年度　自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について　資料７

⑧ 水路清掃について　資料８

⑨ 令和９年度　瑞穂市自治会連合会総会等について　資料９

⑩ 【社会福祉協議会より】

〇別紙資料

４　その他

５　閉　会

資料１

小学校区自治会連合会の現状【令和8年11月6日現在】

	組　織	社会教育	防　災	福　祉	地域課題	その他
生津	【設立】 平成26年4月15日 【名称】 生津自治会連合会 （名称変更はH28.3.25） 【形式】 ふれあい活動委員会に一体化	・クリーン活動 ・夏まつり(7/25) ・体育祭(10/4) ・交通安全看板点検 ・七夕まつり(7/4・7/5) ・ラジオ体操 ・いきいきウォーク(11/8)	・生津小学校避難所確認訓練(9/27)	・支え合い推進会議 ・見守り隊		
本田	【設立】 平成31年3月23日 【名称】 本田校区自治連合会 【形式】 本田校区自治連合会に一体化	・いきいきウォーク(5/17) ・ひまわり種まき(6/13) ・ボランティア清掃(6/21) ・夏祭り(8/1) ・チューリップ球根植え(11/7) ・いきいきウォーク秋(10/4) ・バス体験研修(11/8)	・防災勉強会 ・防災会議(5/10) ・本田校区合同避難所確認訓練(11/15) (穂積北中、本田小、本田コミセン) ・本田第2保育所避難所確認訓練(11/22)	・ほんでん福祉委員会にて活動		・ハリヨ保護活動 ・ほんでんレポート発行
穂積	【設立】 平成29年4月 【名称】 わくわく活動委員会 【形式】 わくわく活動委員会に一体化	・運動会(10/4) ・河川クリーン活動(10/18) ・わくわく広場（夏・冬）(7/19・12/20) ・桜ウォーク(3/22)	・朝日大学避難所確認訓練(6/7) ・市民センター避難所確認訓練(7/12) ・別府保育所避難所確認訓練(10/10) ・ほづみ幼稚園避難所確認訓練(11/8) ・穂積小学校避難所確認訓練(11/28) ・穂積中学校避難所確認訓練(11/29) ・穂積中学校避難所運営協議会設立	・穂積地区社協設立		
牛牧	【設立】 平成28年4月1日 【名称】 牛牧校区自治会連合会 （牛牧友愛会） 【形式】 牛牧友愛会に一体化 H30年度　防災･福祉部会の設立 H31年度　防災部会・福祉部会とする	・友愛ウォーク(5/24) ・夏祭り(7/18) ・社会見学(10/24) ・五六川親水公園の清掃(6/14・9/6)	・水防センター避難所確認訓練(11/22) ・牛牧南部コミュニティセンター(11/22) ・牛牧小学校、牛牧保育所避難所確認訓練(12/6) ・牛牧北部防災コミュニティセンター避難所確認訓練(1/31)	牛牧地区社協設立 ・スマホ教室 ・多世代交流カフェ(7/25・12/5) ・ふらっとカフェ ・相談事業 ・地区社協だより発行(毎月) ・三者交流会(5/16) ・地域支えあい推進会議(2/13) ・子ども塾(7/28・8/4・8/18・8/25) ・ボランティア交流会(6/20)		
西	【設立】 平成30年4月1日 【名称】 西校区自治会協議会 【形式】 構成は自治会長 ＋(自治会長経験者)	各自治会で実施 ・クリーン活動 ・ラジオ体操 ・夏祭り 巣南中学校区活動委員会として実施 ・スポーツフェスティバル(10/4)	・西小学校、巣南中学校(2/21) 避難所確認訓練 ・炊き出し訓練(11/15)	・支えあい推進会議(7/4) ・視察研修(9/2) ・グラウンド・ゴルフ大会(10/6)		
中	令和6年8月1日付で中小学校区 活動委員会設立準備会を発足		・中小学校避難所確認訓練(12/13)	現時点で進展なし		
南	平成29年8月～　連絡会開催 （今後定期的に開催予定）		・南小学校避難所確認訓練	現時点で進展なし		

資料３

令和８年１１月６日

自治会長　各位

瑞穂市長　　森　　和　之

令和９年度自治会長等の選出及び報告について

晩秋の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。
平素は、自治会活動にご尽力賜りまして厚くお礼申しあげます。
さて、令和９年度の自治会長をはじめとし、各自治会にご選出をお願いしております下記の委員等につきまして、ご選出及びご報告をお願い申しあげます。
なお、令和９年度も留任される場合についても、ご報告をお願いします。

記

１．各自治会より選出・報告していただく委員等
①自治会長
②廃棄物減量等推進員
③社会教育推進員
④交通安全協会員

２．報告方法等
添付の報告様式にて令和９年３月１９日（金）までに、市民協働安全課にご報告をお願いします。（同封の返信用封筒をご利用ください。）

※各委員の役割等につきましては、添付の資料をご確認ください。

所属	瑞穂市企画部市民協働安全課		
課長	広瀬	担当	田口・山田（竜）
住所	岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	327-4130	FAX	327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

瑞穂市及び各種団体へ推薦していただく委員一覧

名　称	**自治会長**	**廃物物減量等推進員**	**社会教育推進員**	**交通安全協会員**	**福祉協力員**
委嘱元	－	瑞穂市長	瑞穂市教育委員会	本巣地区交通安全協会	社会福祉協議会
担当課	市民協働安全課 TEL:327-4130	環境課 TEL:327-4127	生涯学習課 TEL:327-2117	市民協働安全課 TEL:327-4130	瑞穂市社会福祉協議会 TEL:327-8610
目的・活動内容	－	別紙資料を参照してください。			
任　期	各自治会の規定による	１年	２年	２年	１年
人　数 （各自治会）	１名	１名以上	原則１人 ※２名以上の場合は要相談	１名以上	１名以上
報　酬	あり	無し	活動に応じて報酬あり	無し	無し

令和　　年　　月　　日

瑞穂市長　　森　　和　之　様

自治会名　　●●●●自治会

令和８年度会長氏名　　●●　●●

令和９年度　自治会長等の報告について

標記の件について、下記のとおり報告します。

①●●●●　自治会　自治会長

会長の変更	変更有　・　変更無　（変更有の場合は下記にご記入ください）
ふりがな	
新会長氏名	
住　　所	瑞穂市　　番地
電話番号	―　　―

※個人情報については、適切に管理しておりますが、自治会加入の問い合わせや地域における工事の連絡等で「自治会長の連絡先を教えてほしい」とお問い合わせがあった際、自治会名・自治会長名・住所・電話番号を相手方にお伝えすることがありますので、ご了承ください。

②●●●●　自治会　廃棄物減量等推進員

（令和８年度推進員　氏名　●●　●●　）

推進員の変更		変更有（変更有の場合は令和９年度推進員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和９年度　推進員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

③●●●●　自治会　社会教育推進員

※各自治会、例年どおりの人数で報告をしてください。

増員される場合は、ご相談ください。

（令和８年度推進員　氏名　●●　●●）

推進員の変更		変更有（変更有の場合は令和９年度推進員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和９年度　推進員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

（令和８年度推進員　氏名　●●　●●）

推進員の変更		変更有（変更有の場合は令和９年度推進員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和９年度　推進員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	

④●●●●　自治会　交通安全協会員

（令和８年度協会員　氏名　●●　●●）

役員の変更		変更有（変更有の場合は令和９年度協会員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和９年度　協会員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

（令和８年度協会員　氏名　●●　●●）

役員の変更		変更有（変更有の場合は令和９年度協会員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和９年度　協会員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

（令和８年度協会員　氏名　●●　●●）

役員の変更		変更有（変更有の場合は令和９年度協会員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和９年度　協会員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

廃棄物減量等推進員について

環境課（３２７－４１２７）

１　廃棄物減量等推進員の推薦について

日頃は、瑞穂市の環境行政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。また、市のごみ処理については「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）後期計画」に基づき、ごみの排出抑制等に向けて諸々の施策を進めております。

これまでも市民一人一人のご協力、及び減量推進委員の方々による長年の取り組みにより、ごみ分別は非常に良好な状態となっており感謝申し上げます。

しかし、今後、社会情勢の変化等により分別方法が変わる可能性もございます。その際には廃棄物減量推進委員の方にご協力をいただく必要も想定されるため、これからも引き続き、一般廃棄物の減量や分別収集についてお力添えを賜りたく、廃棄物減量等推進員をご推薦いただきますようお願いいたします。なお、任期は１年となります。

２　廃棄物減量等推進員の主な職務について

- 一般廃棄物の減量のための市の施策へのご協力
- 分別収集へのご協力
- 住民への啓発活動など

社会教育推進員の役割

1　**社会教育推進員とは**　　※瑞穂市社会教育推進員設置規則より

瑞穂市の社会教育（生涯学習）の振興及び地域における実践活動を推進するために、自治会長から推薦のあった方を瑞穂市教育委員会が委嘱するものです。

2　**社会教育の方針**　※瑞穂市社会教育の方針と重点より

人づくり	・生涯にわたって学び続ける人づくり ・地域で役立とうする人づくり 学習･文化･スポーツの事業を通して
まちづくり	・家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成を目指すまちづくり 自治会･校区活動･青少年育成を通して

3　**任期について**

社会教育推進員の任期は<u>２年です。</u>職務を理解し、自主的に活動を推進していただくためには、<u>２年間活動していただくことが必要です</u>。再任を妨げるものではありません。

4　**報酬について**

それぞれの<u>活動に応じて</u>報酬を用意します。原則、ご指定の口座へ半期ごとに振り込みます。

※参加状況の確認等が必要です。前期分→１１・１２月　後期分→翌年度４月・５月

5　**社会教育推進員の職務**

①自治会の事業の企画･推進

□自治会や校区活動委員会で行う行事（クリーン活動・各種大会・祭りなど）の企画運営

<u>※自治会長と共に活動を推進する</u>

（校区、自治会によって内容、参加回数等が異なります）



②スポーツ活動の奨励

□スポーツ及び健康維持の活動（スポーツフェスティバル・ウォーキング大会など）への参加を自治会員に呼びかける

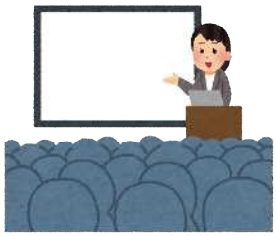
<u>※自治会長と共に活動を推進する</u>



③文化的事業の奨励

□市民自主講座・瑞穂市民大学の講座・文化講演会などの情報提供を行い、参加を自治会員に呼びかける

※広報みずほや回覧板を活用する



④青少年の健全育成

□青少年育成市民会議の重点活動を推進

<u>あいさつ運動・地域安全の日</u>

毎月初めの授業日にあいさつ、見守りを行う

<u>市民ラジオ体操の日</u>　８月第１日曜日に地域のみんなでラジオ体操を行う

※自治会ごとに日程を設定してよい



６　令和８年度　青少年育成市民会議

（１）青少年育成市民会議スローガン

「創ろう！安心できる場所　育てよう！未来を担うみずほの子」

- 明るいあいさつがまちにあふれ、市民が青少年をあたたかく見守る“まちづくり”
- 青少年が地域の活動に参加し、地域の人とふれあい、協力してつながる“地域づくり”
- 青少年が家庭、学校、地域の中で人と支え合い、助け合いながら成長できる“人づくり”

（２）三部会・市民会議の在り方

①三部会　　※各校区代表が参加します。　→　地域の現状を交流し、校区での活動に生かしてください

・スローガンを具現する「重点活動」の内容と意義を明確にする。
・各団体の役割を明確にすることで、各団体が当事者として「重点活動」の充実を図る。
・各校区、各部会を中心とした「重点活動」の交流を通して、青少年との関わりや活動の在り方を見直す。

②市民会議　※すべての社会教育推進員さんに案内します。　→　ぜひ参加をお願いします

《第１回　市民の集い》

・青少年と携わる市民がめざす方向を確かめ合い、青少年の健全育成の意識を高める。
・青少年の願いや思いにふれ、青少年の健全育成に関心を高める。

《第２回　市民の集い》

・青少年のよさやがんばりを認め、励まし、広めることで青少年の自己肯定感を育む。
・青少年に関わる団体の実践を交流し、連携・協力体制を深める。

（３）青少年育成市民会議の重点活動

重点活動①　あいさつ運動･見守り活動



◇あいさつ運動、地域安全の日
　日　時：毎月最初の授業日　　朝：登校時　夕：下校時
　場　所：学校の校門、横断歩道や信号交差点、自宅前
　　見守りボランティアのかたが活動している場所
　内　容：「おはよう！」とあいさつを交わす「さようなら！」と声をかけながら、安全を見守る

重点活動②　ラジオ体操･校区活動



◇市民ラジオ体操の日
　日　時：８月第１日曜日　６：３０頃
　場　所：校区の公園
◇校区活動
　校区で行う様々な活動（随時）　・運動会、フェスタ、ウォーキング等

重点活動③　ボランティア活動･清掃活動



◇地域で行うボランティア活動　（随時）
　・地域清掃・クリーン活動、花壇づくり、資源回収等
◇学校で行うボランティア活動　（随時）
　・ＭＳ活動
◇家庭で行うお手伝い　（随時）
　・食事の準備、片付け、掃除等

社会教育推進員　＝　自治会長と協力して、各地域で人づくり・まちづくりを進めていただくリーダーです

交通安全協会員の役割

市民協働安全課　℡　３２７－４１３０

１　交通安全協会員について

本巣地区交通安全協会瑞穂支部会則に基づき、交通事故防止に向けた取り組みや交通施設の改善を進め、地域の皆さまが安心して暮らせる交通環境づくりに努めるとともに、本巣地区交通安全協会が行うさまざまな活動にもご参加いただきます。

会員の任期については、原則２年間ですが、自治会によっては１年の場合やそれ以上となる場合もあります。

２　交通安全協会員の主な職務について

（１）街頭における立哨

年間６回程度、主要交差点や通学路において交通安全ベストを着用し、交通安全旗を持って立哨活動を行います。ドライバーに対しては、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩行者に対しても交通安全ルールの理解を深めていただくための啓発活動を行います。

【立哨方法】

・決められた場所において、数名で立哨を行います。

・立哨時間は、概ね７時３０分から８時１５分

（２）その他

・本巣地区交通安全協会瑞穂支部総会への参加（年１回）／４月末　１８：００～　市民センター

・法令講習会への参加（年１回）／１０月　１８：００～　市民センター

・地域行事(校区活動及び自治会等)への参加　／例：ウォーク、夏祭り、運動会などでの立哨

３　報酬について

市及び協会等からの報酬はありません。

４　保険について

交通安全協会では、傷害保険に全員加入しています。保険期間は４月１日から翌年３月３１日までではなく、総会をもって切り替えとなります。そのため、役員の任期についても、総会を区切りとしてお考え下さい。

資料４

令和８年１１月

自治会長　各位

瑞穂市長　森　　和之

敬老事業に係る名簿の貸出し中止について

日頃は、高齢者福祉の推進にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、敬老事業の実施につきまして、自治会の皆様にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、敬老事業に係る名簿につきましては、実施にあたり対象となるかたの名簿の貸出しを行ってまいりましたが、近年の個人情報に対する意識の高まりもあり、個人情報の提供に関する苦情が多く寄せられております。

このような現状から、名簿の貸出しについて、顧問弁護士にも相談し、検討を重ねた結果、個人情報保護の観点から、今後の名簿の貸出しは困難であるとの判断に至りました。つきましては、今後の名簿の貸出しは、やむを得ず中止させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これまで市民協働安全課から交付しております敬老事業実施に係る自治会活動振興交付金につきましては、敬老事業を実施いただいた自治会へは、来年度以降も同様に交付致します。

また、今後の敬老事業として、市と各種関係団体との共催・協力による事業を計画しており、対象者のかたに、広く周知させていただく予定です。

＜担当課＞　瑞穂市役所 地域福祉高齢課
（ココロかさなる CCN センター１階）
℡(058)327-4126

資料５

瑞協第８４号

令和８年１１月６日

自治会長　各位

瑞　穂　市　長　　森　　和　之

（公印省略）

瑞穂市消防団長　　森　　睦

（公印省略）

令和９年度消防団員の推薦について（依頼）

向寒の候、貴殿には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は、瑞穂市の消防・防災行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、全国各地で災害が発生する中、当市におきましても平成３０年の７月豪雨、台風２１号による暴風雨は、道路の冠水や家屋の損壊などの被害をもたらしました。また、令和６年４月には市内建物火災による死者も発生しております。こうした災害の中で、消防団は延べ２００名以上の団員が出動し、消火活動の後方支援、危険箇所の巡回、飛散物の撤去、危険箇所の警戒など、災害対応の中心として大きな役割を果たしております。また、消防団員は消防・防災活動のみならず、自治会等の防災リーダーになりうる地域防災の要であり、その確保は極めて重要な事項として、市のイベント等での消防団員募集啓発活動の実施のほか、総務省消防庁においても、消防団員確保についての全国的な運動を展開しております。

つきましては、このような消防団員の役割等の重要性をご理解いただき、消防団員のご推薦について、何卒ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

また、来年度も消防団員を引き受けていただける団員につきましては、激励を賜りますようお願いするとともに、消防団員を自治会の役員に位置付けていただくことをご検討いただくなど、お力添え等のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

記

○新入団員の報告について

ご多用のところ恐縮ですが、令和９年１月末までに地元の消防団へご報告いただきますようお願い申しあげます。

また、消防団員の推薦において、総会などで決定しないと報告できない自治会におかれましては、内定段階で結構ですのでご報告いただけると幸いです。

○消防団員の推薦に係る名簿の貸出し中止について

消防団員の推薦に係る名簿につきましては、これまで事業の実施にあたり、対象となる方の名簿を貸し出してまいりました。しかしながら、近年、個人情報の保護に対する意識が高まる中、名簿の提供に関するご意見や苦情が寄せられている状況にあります。こうした状況を踏まえ、個人情報保護の観点から名簿の貸出しについて検討を重ねた結果、今後の名簿の貸出しを継続することは困難であると判断いたしました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、今後の名簿の貸出しを中止とさせていただきます。

ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○資料の提供等について

消防団員選出にあたり、対象者への説明会等を開催される場合、説明資料（別紙１「消防団の概要」）が必要な場合はご用意をさせていただきますので、市民協働安全課までご相談ください。

所属	瑞穂市　企画部市民協働安全課		
課長	広瀬	担当	田中
住所	〒501-0293　岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	058-327-4130	FAX	058-327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

別紙１

消　防　団　の　概　要



瑞穂市マスコットキャラクター
かきりん

○地域防災の要として

近年、日本全国で地震、台風、豪雨などの様々な災害が発生しています。岐阜県内では令和３年度の８月豪雨において大きな被害が発生し、瑞穂市においても河川の増水による道路等の冠水や倒木、大規模停電などが発生しました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の３０年以内の発生確率は７０％程度といわれており、大きな被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模な災害が発生したときは、消防署や防災関係機関も被害を受け、消火や救助活動を行うまでに時間がかかる場合があります。そのときに重要なのが、地域のみなさんの助け合いです。地域のみなさんで人命救助や初期消火を行うことが、命を守り、被害を軽減させることにつながります。

災害に強い地域づくりを推進するためには、地域のみなさんが日ごろから消防署や防災関係機関と連携をとり、積極的に防災に関する情報や知識を得ることが大切です。

そのような場合に、地域の防災リーダーとなるべき存在が消防団です。消防団は地域に密着し、災害に対して即時に対応することができる消防機関であり、日ごろから消防・防災に関する技術や知識の習得に励み、それぞれの地域でリーダーシップを発揮して、災害時の救助、消火活動だけでなく、平常時に地域のみなさんに対する訓練指導、防災知識の普及啓発に取り組むことも期待されています。

国は平成２５年に、東日本大震災を教訓として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、地域防災の要である消防団の体制強化、処遇改善等の施策を行っており、県・市においてもこの法律に基づき、消防団を含めた地域防災力の向上に努めています。また、この法律は、国や地方公共団体だけでなく、消防団を中心とした地域、事業所、自主防災組織などが一体となって地域防災力の強化を図っていくこととされています。日ごろから地域の防災活動に積極的に参加していただき、１人でも多くの方が消防団活動を経験していただきますよう、お願いいたします。

○消防団の入団資格

性別問わず、下記に該当する人であれば入団できます。

① １８歳以上で心身ともに健康な人

② 市内に居住する人、または通勤、通学する人

※大学・短期大学・専門学校などに在籍するかたでも入団可能です。

○消防団員の身分

消防団員の身分は地方公務員法第３条に明記されており、市長や副市長、市議会議員などと同じ特別職の地方公務員です。

１．市町村長が消防の管理者である。

消防団の最高の責任者は市長ですが、消防の組織運営を取り仕切る権限が消防団長に委ねられています。そして消防団員は、消防団長から任命されることになります。

２．消防団員の権限

災害から、国民の生命、身体、財産を守る消防団員には、その消火活動や救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員（消防署の消防士）に準じて、法律で必要な権限が与えられています。

○消防団員の処遇

消防団員は、郷土や住民を災害から守るという献身的な働きをし、活動は代価を求めない奉仕の精神で行います。ただし同じボランティア活動でも、消防団員の仕事は危険を伴うものであり、国、県及び市は、その労苦に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

１．団員の報酬

市は条例に基づき、階級に応じた年額報酬と、災害、訓練等の職務に従事した場合の出動報酬を支給します。

・年額報酬　・・・階級が『団員』の場合 年額36,500円（階級に応じて変動）
・出動報酬　・・・日額1,500円～8,000円（職務内容と従事時間に応じて変動）

＜令和７年度現在＞

２．団員の公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やけがをした場合には、本人や遺族に対して、その損害を補償します。

３．消防団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その消防団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金が支給されます。

・勤続年数５年以上～１０年未満で、階級が団員の場合・・・200,000円

４．消防団員カードの提示による各種割引・粗品進呈の特典

消防団員カードをお店に提示することで、各種割引や粗品進呈などのサービスを受けられます。

（対象店舗　県内：1015店舗　＜令和７年４月現在＞）

５．団員の勤務先に対し消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文書の発送

団員の方が希望されれば、市長名で勤務先へ、消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文を送付します。

６．法人事業税・個人事業税の事業税割の減税

県内に事業所を有し、消防団協力事業所表示制度の表示証を受け、消防団に１名以上加入している法人・個人事業者の事業税を優遇します。

（令和１０年度末まで。認定要件あり。）

○瑞穂市の常備消防、消防団及び消防団員の現況と活動

瑞穂市は消防事務を岐阜市に委託しており、瑞穂市全域の消防・救急業務は岐阜市消防本部が行っています。消防団事務については瑞穂市で行っており、事務は瑞穂市役所企画部市民協働安全課にて担当しています。

瑞穂市消防団は、瑞穂市全域を区域とし、本部と小学校区ごとの７つの分団で構成しており、団員の定数は２５７人になっています。

本部・・団長、副団長、女性消防班
第１分団・・・本田小校区
第２分団・・・穂積小校区
第３分団・・・牛牧小校区
第４分団・・・中小校区
第５分団・・・南小校区
第６分団・・・西小校区
第７分団・・・生津小校区

※分団には、分団長・副分団長・部長・班長・団員の階級があります。

主な消防団活動行事

消防団行事は団員の昼間の仕事に配慮し、一部を除き平日は夜８時から、日曜日は午前中に行います。

４月　新入団員初任科講習（平日の夜間数日）
　　入退団式（第１日曜日・午前）
５月　新人向け教育訓練（５～６月・毎週水曜日夜間）
６月　市水防訓練（第２日曜日・午前）
８月　操法訓練（県消防操法大会にむけた）（７月中旬～１０月中旬・夜間）
９月　防災フェア
１０月　県消防操法大会（第４日曜日）
１１月　秋の火災予防運動（11/9～11/15の間の日曜日・午前）
１２月　年末夜警（12/26～12/30までの５日間・夜間）
１月　消防出初式（第１日曜日・午前）
２月　消防団員研修(普通救命講習など)
３月　春の火災予防運動（3/1～3/7の間の日曜日・午前）

※ その他、訓練や水利・器具の点検等を行います。
※ 上記は基本的な行事予定であり、年度によって異なります。
　また、随時訓練等の内容を見直ししながら活動しています。

＜令和７年４月作成　瑞穂市企画部市民協働安全課＞

別紙２

令和　　年度　　瑞穂市消防団入団届

所属	第　　分団　　班		
ふりがな			
氏名 （※戸籍と同字画で記載）			
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生　（　　歳）		
住所	〒　　－		
本籍地	□ 住所と同じ　〒　　－		
電話番号	（　　）　　－	携帯電話	（　　）　　－
E-Mail	＠		

【職業】

勤務先	
所在地	〒　　－
電話番号	（　　）　　－
職種	□ 農業　□ 不動産業　□ 卸売・小売業・飲食店 □ 林業　□ サービス業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 鉱業　□ 金融・保険業　□ 日本郵政グループ職員 □ 建設業　□ 運輸・通信業　□ 公務員（国家）　□ 公務員（地方） □ 製造業　□ 団体職員　□ 公務員（特殊法人等公務員に準ずる職員）
就業形態	□ 被用者　□ 被用者のある業主　□ 被用者のない業主 □ 家族従事者　□ 家庭内職者　□ 役員　□ その他（　　）
勤務先への依頼分	□ 必要　□ 不要

【体型】

身長	cm	体重	kg
ウエスト	cm	股下	cm
帽子（頭囲）	cm	くつ	cm
Tシャツ	S・M・L・LL・3L・4L・5L		

【過去の消防歴】 ※他自治体の消防団も含む

□ ある　・　□ ない
※ある場合 消防団名：　　消防団　　年　月　日～　　年　月　日

※ご記入いただきました個人情報は、瑞穂市で厳重に管理します。

※「本籍地」・「職業」は、統計・表彰時に必要ですので必ず記入してください。

※「体型」は、活動服等を貸与する際の参考にしますので記入してください。

資料６

令和８年度　瑞穂市自治会連合会　事業報告会

【目　的】　地域の状況に向き合い、試行錯誤の中、一生懸命に取り組まれている事業・活動について、事例を共有し、地域コミュニティの役割、自治会や校区の活動の意味や在り方を考える機会につなげること。

【日　時】　令和8年１２月１２日（土）　午後１時３０分～
（受付開始　午後１時００分～）

【内　容】 事例発表　午後１時３０分 ～ 午後2時４５分

発表内容	発表者
西校区地域支え合い推進会議の活動状況について	西校区自治会協議会
CHIKUWA!の活用状況について	モデル自治会

【場　所】　巣南公民館　多目的ホール

【参加者】　自治会長及び自治会役員

資料７

令和８年１１月６日

自治会長　各位

瑞穂市長　　森　　和　之
（公印省略）

令和８年度　自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。
平素より、市行政並びに地域自治会活動にご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、令和８年度に交付いたしました自治会活動推進事業交付金につきましては、実施報告書の提出が必要となりますので、下記のとおり、提出をお願いいたします。

記

１　提出用紙　　①補助事業実施報告書（様式第５号）
②自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書（別紙様式２）
〈添付書類〉
●②の内容が確認できるよう、帳簿、領収書等の写し（確認書類）
（確認書類の分量が多い場合等は、原本をお持ちください。必要な写しを市民協働安全課にてとらせていただきます。）
●防災活動、敬老活動の活動実施状況が分かる写真
●令和８年度　事業報告書（自治会総会資料）
●令和８年度　収支決算書（自治会総会資料）
●令和９年度　事業計画書（自治会総会資料）
●令和９年度　予算書（自治会総会資料）

※上記の書類は、別紙の「記入例」をご参考に作成願います。

２　提 出 期 限　　令和９年３月３１日（水）
※４月以降に総会開催予定の場合は、終了後に提出ください。

３　提　出　先　　瑞穂市役所　企画部　市民協働安全課

４　そ　の　他　　早めにご確認の上、ご不明な点につきましては、事前にご相談をお願いします。

５　問い合わせ　　瑞穂市役所　市民協働安全課（担当：田口・松坂・山田（竜）・山田（真））
ＴＥＬ（０５８－３２７－４１３０）

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

瑞穂市長　様

補助事業者　　瑞穂市●●●●●●●●●●●

●●自治会

会長　　●●　　●●

令和８年度補助事業実施報告書

瑞穂市補助金交付規則第９条の規定により補助事業の実施の結果を報告します。

１　実施した補助事業名　　自治会活動推進事業交付金

（瑞穂市指令協第８－●●号）

２　補助事業の着手及び完了日

着　手　　令和　８年　４月　１日

完　了　　令和　９年　３月３１日

３　収支決算状況　　別紙事業報告書及び会計報告書のとおり

収入		支出	
区分	金額	区分	金額
自治会活動振興交付金	●●●●●円	別紙のとおり	円
自治会事務取扱交付金	●●●●●円		円
	円		円
計	●●●●●円	計	円

上記事業については、記述のとおり履行済みであることを証する。

年　　月　　日

担当者職氏名　　市民協働安全課長　広瀬　常司　　㊞

（別紙様式２）

年　　月　　日

瑞穂市長

補助事業者　住所　瑞穂市●●●●●●●●●●

自治会名　●●●自治会

会　長　　●●　　●●

自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書

実施日	事業名	事業内容	参加人数	支出額（補助対象分）
4/1	助成金	子ども会		○○○○○円
		老人クラブ		○○○○○円
○/○	防災訓練	お茶・軍手等		○○○○○円
○/○	夏祭り	出店費用		○○○○○円
○/○	敬老会	記念品等		○○○○○円
合　　計				○○○○○円

※帳簿、領収書等、内容の確認できる書類を添付してください。

※防災活動・敬老活動は活動写真を添付してください。

防災活動	敬老活動

資料８

自治会による水路清掃活動に関する市への要望事項（案）

（１）地域の実情に応じた柔軟な対応

地域によって水路の規模や構造、住民の年齢構成などが異なり、高齢化により水路清掃そのものが困難な自治会や、規模の大きな水路の清掃に対応できない自治会など、状況はさまざまである。それぞれの地域の水路の状況や住民の実情を踏まえ、自治会での作業が困難な水路については市が清掃を実施するなど、自治会からの要望や意見に柔軟に対応してほしい。

（２）行政が対応する水路清掃の基準の明確化

行政が水路清掃を実施する条件について、「流水を阻害する状況にある場合」との説明があったが、水路の幅や深さ、構造などによって状況が異なるため、具体的な判断基準を示してほしい。また、行政が清掃を実施する水路と自治会が清掃を行う水路の区分についても、明確にしてほしい。

（３）側溝の蓋上げ作業の改善

側溝蓋上げ機について、より安全で作業しやすいものに改善してほしい。また、グレーチングの設置箇所を増やすことで、側溝蓋の開閉作業の負担を軽減してほしい。

（４）水路への安全な出入りができる設備の整備

水路への出入りが困難な箇所があるため、作業者が安全に昇降できるよう、ステップやタラップ等の設置を検討してほしい。

（５）除草した草の処分方法の改善

除草した草は、市指定のごみ袋に詰めて可燃ごみとして出すよう指示されているが、量が多く、袋詰め作業が大きな負担となっているため、汚泥と併せてダンプで回収するなど、処分方法を改善してほしい。

（６）自治会非会員が居住するエリアの水路への対応

自治会非会員が多く居住するエリアや、店舗・工場・駐車場などがあるエリアの水路についても、自治会での清掃対応が困難な場合は、市による清掃対応を検討してほしい。

（７）区への情報共有

区からの要請によって水路清掃が行われる場合もあるため、水路清掃に関する対応方針や実施基準、清掃に関する情報については、自治会だけでなく区に対しても共有してほしい。

※参考　各自治会長に対して実施した水路清掃に関するアンケート結果について

安全面で心配・課題だと感じている点

① 側溝の蓋の扱いに関する課題

・側溝の蓋の取り扱いで骨折や腰痛を引き起こす事故が実際に発生している。20 件
・蓋の重さにより指を挟む、足に落とすなどのリスクがあり、扱いが難しいとの意見。15 件
・蓋を扱わない方法（業者依頼など）を検討すべきという提案。12 件

②高齢化に伴う体力・安全面の懸念

・高齢者が側溝の昇降や作業を行う際に転倒や怪我の危険性が非常に高く、過去に救急搬送事例もある。18 件
・作業を行う人数が減少し、清掃活動継続が困難になりつつある。10 件
・若い世代の参加率が低く、高齢者への負担が集中している。7 件
・年齢免除を検討すべきだが、そうすると人手不足がさらに深刻化するとの懸念。8 件

③ 天候に伴うリスク（雨、大雨、猛暑など）

・雨天や増水時に足元が滑りやすく転倒のリスクが高い。6 件
・夏場の作業では熱中症が懸念される。補助金やスケジュール調整が求められている。9 件

④ 安全教育と設備の不足

・側溝の昇降に必要な階段や安全設備が不足しており、転落事故や怪我につながる。14 件
・安全教育が不十分で、作業者が適切な注意を払えていない。5 件

⑤ 業者委託案とその課題

・自治会費から業者委託を求める声が多いが、高額な費用により進展が難しい。13 件
・業者委託が安全面で効果的ではあるが、費用負担の再構築を求める意見も。10 件

⑥ 特定の課題

・側溝内での泥上げ作業が負担、また重機使用時の安全性の確保が重要。8 件
・草刈り機使用時の飛び石による怪我、物的被害の懸念。5 件
・道路横断時や消火栓ホース使用中の接触事故リスク。4 件

今後の水路清掃活動や安全対策への意見・要望

①市や専門業者への委託を要望する意見（15 件）

・高齢化や清掃負担から市に業者委託を求める声が多い。
・危険箇所や大きな溝の清掃を業者に依頼してほしい。
・「溝掃除」を「地域清掃」として軽作業を中心にし、重機を伴う作業は業者対応を望む。
・有料の行政サービスへの移行を検討。

②水路清掃のための機材や設備改善の意見（8 件）

・グレーチング（金属蓋）の設置。複数の自治会でコンクリート製蓋が重く困難。
・側溝蓋上げ機の改善を希望する声。
・高圧洗浄機使用の提案。
・ポンプ車による吸い上げ基準の緩和要望。

③清掃活動参加者の負担軽減や安全対策に関する意見（12 件）

・高齢者の割合増加により、肉体的負担が問題となっている。
・作業負担軽減策の検討要望。例として草刈りに留める清掃活動の提案。除草後の草の処分が課題。
・側溝への出入りを楽にする仕組みを求める。
・ヘルメットや警笛の貸し出しを希望。
・作業安全マニュアルの配布案。
・熱中症や転落事故予防の啓蒙活動と体制構築。

④自治会活動の負担公平性や制度の見直し（6 件）

・未加入者との不満を訴える声。
・高齢者が免除される一方で、現役世代の負担が集中しているという課題。
・自治会運営の持続可能性を求める意見。例：罰則規定や活動内容の見直し。

⑤その他の提案や意見（4 件）

・作業参加者への食事や飲み物提供の継続（パンやお茶の配布）。
・広報活動の改善提案（情報発信の明確化）。
・下水道整備の早急な要望。
・水路の草刈りやフェンス整備の検討。

資料９

令和９年度の瑞穂市自治会連合会の総会等について

【令和９年度　総会】

○日　時　　令和９年４月１４日（水）

午後１時３０分～午後４時

○内　容　　第１部　令和９年度　瑞穂市自治会連合会総会
（全自治会長参加）
（１）令和８年度　事業報告・決算報告等

（２）令和９年度　事業計画・予算案等

第２部　自治会長研修会
講師：未定
演題：未定

○場　所　　ココロかさなる CCN センター　サンシャインホール

※総会以降に自治会長説明会を各校区単位で行います。
（実施日・場所等は、各校区役員と事前に調整します。）